

# 兵庫県公報

平成23年2月8日 火曜日 第2259号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（ビジョン課）	1
○換地処分に伴う新温泉町の区域内における字の区域変更（市町振興課）	2
○換地処分に伴う神戸市の区域内における町の区域変更（同）	2
○換地処分に伴う稲美町の区域内における字の設定及び字の区域変更（同）	3
○住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の区域変更（同）	4
○指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（障害福祉課）	10
○指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の変更の届出（同）	12
○指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（同）	16
○町営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	18
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	19
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	20
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	20
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	20
○同 上（同）	21
○平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	21
○道路の位置指定（建築指導課）	24
<b>公 告</b>	
○平成23年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	25
○入札公告（管財課）	26
○大規模小売店舗の変更に関する届出（東播磨県民局）	29
○同 上（同）	30
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	30
○入札公告（県立大学）	31
<b>企業庁公告</b>	
○入札公告	33
<b>内水面漁場管理委員会公告</b>	
○平成23年度増殖基準数量	36
<b>警察本部公告</b>	
○入札公告	37
○同 上	39
○同 上	42
○同 上	44
○落札者等の公示	46
○同 上	46
○同 上	46

## 告 示

### 兵庫県告示第103号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、平成23年2月8日から施行する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中 「第3次兵庫県環境基本計画  
ひょうご教育創造プラン」 を 「第3次兵庫県環境基本計画  
ひょうご教育創造プラン  
ひょうご農林水産ビジョン2020」 に改める。



**兵庫県告示第104号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、新温泉町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新温泉町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
藤 尾	鹿 間 口	203の1の一部 204の2の一部	藤 尾	大 屋 敷
	大 屋 敷	205の一部	藤 尾	鹿 間 口
上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成22年10月15日現在の地番である。



**兵庫県告示第105号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
大道通4丁目	5 6の一部	大道通3丁目
大道通5丁目	2の2の一部	大道通4丁目
蓮池町	18 19の一部	
大道通4丁目	10の3の一部	大道通5丁目
御屋敷通1丁目	1の1の一部 1の4の一部 1の13から1の22までの一部 6の2の一部 6の3の一部	
蓮池町	19の一部	
川西通4丁目	17	川西通3丁目
御屋敷通1丁目	1の2の一部 1の3の一部 1の5の一部 1の6 1の7から1の13までの一部 1の23の一部 1の24の一部	川西通5丁目
水笠通1丁目	1の1から1の5までの一部 1の7の一部 1の10の一部 1の11	
上記のほか、大道通5丁目1、1の3から1の8までに隣接する道路及び水路である公有地の一部は、大道通4丁目に編入する。		
また、御屋敷通1丁目1の1、1の4、1の13から1の22までに隣接する道路及び水路である公有地		

の一部、6の2に隣接する水路である公有地の一部は、大道通5丁目に編入する。  
 また、川西通5丁目1の1から1の3まで、6の10から6の19まで、6の26、6の34、10の1、10の3に隣接する道路及び水路である公有地の一部は、川西通4丁目に編入する。  
 また、御屋敷通1丁目1の2、1の3、1の5から1の13まで、1の23、1の24に隣接する道路及び水路である公有地の一部、水笠通1丁目1の1から1の5まで、1の7、1の11に隣接する道路及び水路である公有地の一部は、川西通5丁目に編入する。

備考 地番は、平成21年7月24日現在の地番である。



**兵庫県告示第106号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、稲美町の区域内において、次のとおり、字の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、稲美町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前		変 更 後	
大 字	字	大 字	
国 岡	前 條	626の4 626の5 627の5 694の1から694の3まで 700の1から700の6まで 700の8 700の9 701の1 701の2 702の1 702の3 702の4 704の2 705の1 705の7から705の9まで 706 707の1から707の3まで 710の1 710の3 714の1 714の2 714の4 715の1 715の2 716の1の一部 717の1の一部 717の2 717の3の一部 718の1 718の2 719の1 719の2 720の1 720の2 721の1 721の2	国岡2丁目
	城ノ谷	744の1の一部 744の2 745の1の一部 745の2 746から748までの各一部 749の1の一部 749の2 749の3の一部 749の4の一部 751の1の一部 751の2 751の3から751の7までの各一部 753の1の一部 753の2の一部 796の1の一部 796の2の一部 796の9の一部	
	城ノ内	1142の2の一部 1142の3の一部	
前 條	前 條	716の1の一部 716の2 717の1の一部 717の3の一部	国岡4丁目
	城ノ谷	744の1の一部 745の1の一部 746から748までの各一部 749の1の一部 749の3の一部 749の4の一部 751の1の一部 751の3から751の7までの各一部 752 753の1の一部 753の2の一部 754の1から754の3まで 755 756 757の1から757の4まで 758の1 758の2 759 760の3 760の5 773の3 774の2 775 777の1 777の2 778の1 778の2 779の1 779の2 780の1 780の2 781の1 781の2 782の1から782の3まで 783の1から783の3まで 784の1 784の2 786の1 786の6 786の7 787の1 787の2 788 789 794の2 794の10 794の11 796の1の一部 796の2の一部 796の9の一部 852の1 852の2 853の2から853の5まで	
	平 見	859の1 859の2 860 861 865の1から865の6まで 866 867の1から867の3まで 868 869の1 869の2 870の1 870の2 872 873の1 873の2 874の3 874の4 875の3 877 878 879の1から879の3まで 880の1 880の2 890の1 897の2 898の1 898の2	

	城 ノ 内	1142の2の一部	1142の3の一部	1142の6
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成22年9月10日現在の地番である。



**兵庫県告示第107号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域を変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
長田区御屋敷通1丁目	市道神戸明石線の北側、長田区御屋敷通1丁目6の1及び同6の2の西筆界及びその延長線、長田区御屋敷通2丁目16の2の南筆界、市道林田東須磨方面第135号線の西側、市道川西3号線の北側、市道林田東須磨方面第115号線の西側	長田区蓮池町の一部 長田区大谷町1丁目の一部 長田区御屋敷通2丁目の一部
長田区御屋敷通2丁目	市道神戸明石線の北側、市道蓮池駒栄線の西側、市道川西3号線の北側、市道林田東須磨方面第135号線の西側及びその延長線、長田区御屋敷通2丁目16の2の南筆界、長田区御屋敷通1丁目6の2及び同6の1の西筆界及びその延長線	長田区大谷町1丁目の一部 長田区御屋敷通3丁目の一部
長田区御屋敷通3丁目	市道神戸明石線の北側、市道若松線の西側、市道川西3号線の北側、市道蓮池駒栄線の西側	長田区大谷町1丁目の一部 長田区御屋敷通4丁目の一部 長田区山下町1丁目の一部 長田区西代通1丁目の一部 長田区西代通2丁目の一部
長田区御屋敷通4丁目	市道神戸明石線の北側、市道松野水笠4号線の西側、市道松野水笠3号線の北側、市道若松線の西側	長田区西代通2丁目の一部 長田区西代通3丁目の一部 長田区御屋敷通5丁目の一部
長田区御屋敷通5丁目	市道神戸明石線の北側、市道松野水笠5号線の西側、市道松野水笠3号線の北側、市道松野水笠4号線の西側	長田区西代通3丁目の一部 長田区西代通4丁目の一部

		長田区御屋敷6丁目の一部
長田区御屋敷通6丁目	市道神戸明石線の北側、市道寺田2号線の西側、市道松野水笠3号線の北側、市道松野水笠5号線の西側	長田区西代通4丁目の一部 須磨区寺田町1丁目的一部分
長田区神楽町2丁目	市道長田神楽6号線の北側、長田区細田町3丁目86の東、南及び西筆界、市道長田神楽6号線の北側、市道長田神楽3号線の西側、長田区神楽町2丁目の南及び東町界、長田区神楽町2丁目33の北筆界、市道長田神楽2号線の西側	長田区細田町3丁目的一部分 長田区細田町4丁目的一部分 長田区神楽町3丁目的一部分
長田区神楽町3丁目	市道長田神楽6号線の北側、市道長田神楽4号線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道長田神楽3号線の西側	長田区細田町4丁目的一部分 長田区細田町5丁目的一部分 長田区神楽町4丁目的一部分
長田区神楽町4丁目	市道長田神楽6号線の北側、市道林田東須磨方面第118号線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道長田神楽4号線の西側	長田区細田町5丁目的一部分 長田区細田町6丁目的一部分 長田区神楽町5丁目的一部分
長田区神楽町5丁目	市道長田神楽6号線の北側、市道蓮池駒栄線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道林田東須磨方面第118号線の西側	長田区細田町6丁目的一部分 長田区細田町7丁目的一部分 長田区神楽町6丁目的一部分
長田区神楽町6丁目	市道長田神楽6号線の北側、市道林田東須磨方面第137号線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道蓮池駒栄線の西側	長田区細田町7丁目的一部分 長田区松野通1丁目的一部分
長田区細田町2丁目	市道細田線の北側、市道長田神楽2号線の西側、長田区細田町2丁目の南及び東町界	長田区川西通3丁目的一部分 長田区川西通4丁目的一部分 長田区細田町3丁目的一部分
長田区細田町3丁目	市道細田線の北側、市道長田神楽3号線の西側、市道長田神楽6号線の北側、長田区細田町3丁目86の西、南及び東筆界、市道長田神楽6号線の北側、市道長田神楽2号線の西側	長田区川西通4丁目的一部分 長田区川西通5丁目的一部分 長田区細田町4丁目的一部分
長田区細田町4丁目	市道細田線の北側、市道長田神楽4号線の西側、市道長田神楽6号線の北側、市道長田神楽3号線の西側	長田区川西通5丁目的一部分 長田区水笠通1丁目的一部分

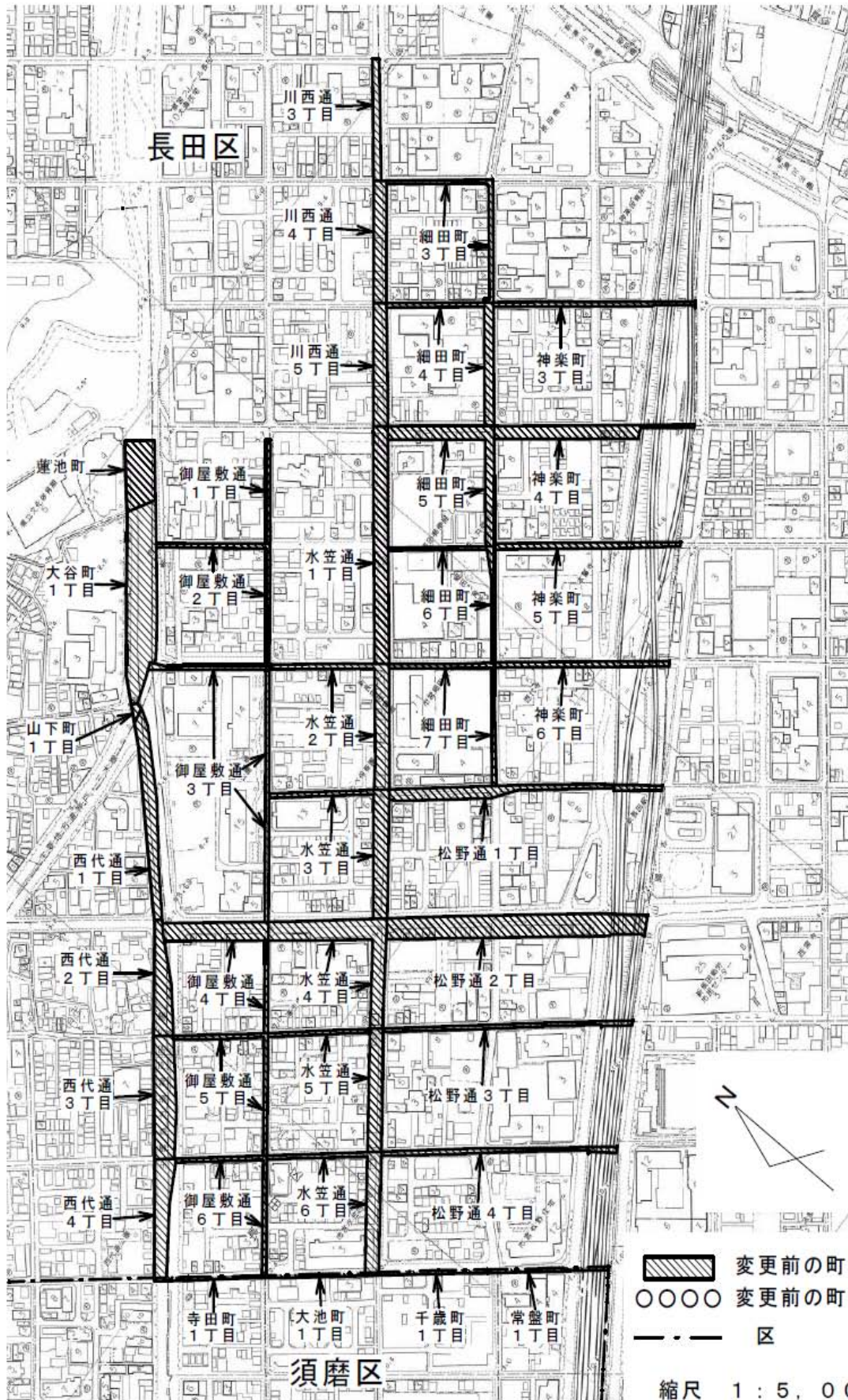
		長田区細田町5丁目の一部
長田区細田町5丁目	市道細田線の北側、市道新長田駅北22号線の西側、市道新長田駅北119号線の西側、市道長田神楽6号線の北側、市道長田神楽4号線の西側	長田区水笠通1丁目の一部 長田区細田町6丁目の一部
長田区細田町6丁目	市道細田線の北側、市道蓮池駒栄線の西側、市道長田神楽6号線の北側、市道新長田駅北119号線の西側、市道新長田駅北22号線の西側	長田区水笠通1丁目の一部 長田区水笠通2丁目の一部 長田区細田町7丁目の一部
長田区細田町7丁目	市道細田線の北側、市道林田東須磨方面第137号線の西側、市道長田神楽6号線の北側、市道蓮池駒栄線の西側	長田区水笠通2丁目の一部 長田区水笠通3丁目的一部分 長田区松野通1丁目的一部分
長田区松野通1丁目	市道細田線の北側、市道若松線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道林田東須磨方面第137号線の西側	長田区水笠通3丁目的一部分 長田区水笠通4丁目的一部分 長田区松野通2丁目的一部分
長田区松野通2丁目	市道松野水笠2号線の北側、市道松野水笠4号線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道若松線の西側	長田区水笠通4丁目的一部分 長田区水笠通5丁目的一部分 長田区松野通3丁目的一部分
長田区松野通3丁目	市道松野水笠2号線の北側、市道松野水笠5号線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道松野水笠4号線の西側	長田区水笠通5丁目的一部分 長田区水笠通6丁目的一部分 長田区松野通4丁目的一部分
長田区松野通4丁目	市道松野水笠2号線の北側、市道松野水笠6号線の西側、市道国鉄沿長田須磨線の北側、市道松野水笠5号線の西側	長田区水笠通6丁目的一部分 須磨区大池町1丁目的一部分 須磨区千歳町1丁目的一部分 須磨区常磐町1丁目的一部分
長田区水笠通1丁目	市道川西3号線の北側、市道蓮池駒栄線の西側、市道細田線の北側、市道林田東須磨方面第115号線の西側	長田区御屋敷通1丁目的一部分 長田区御屋敷通2丁目的一部分 長田区御屋敷通3丁目的一部分

		長田区水笠通2丁目の一部
長田区水笠通2丁目	市道川西3号線の北側、市道林田東須磨方面第137号線の西側、市道細田線の北側、市道蓮池駒栄線の西側	長田区御屋敷通3丁目の一部 長田区水笠通3丁目の一部
長田区水笠通3丁目	市道川西3号線の北側、市道若松線の西側、市道細田線の北側、市道林田東須磨方面第137号線の西側	長田区御屋敷通3丁目の一部 長田区御屋敷通4丁目的一部分 長田区水笠通4丁目的一部分
長田区水笠通4丁目	市道松野水笠3号線の北側、市道松野水笠4号線の西側、市道松野水笠2号線の北側、市道若松線の西側	長田区御屋敷通4丁目的一部分 長田区御屋敷通5丁目的一部分 長田区水笠通5丁目的一部分
長田区水笠通5丁目	市道松野水笠3号線の北側、市道松野水笠5号線の西側、市道松野水笠2号線の北側、市道松野水笠4号線の西側	長田区御屋敷通5丁目的一部分 長田区御屋敷通6丁目的一部分 長田区水笠通6丁目的一部分
長田区水笠通6丁目	市道松野水笠3号線の北側、市道松野水笠6号線の西側、市道松野水笠2号線の北側、市道松野水笠5号線の西側	長田区御屋敷通6丁目的一部分 須磨区大池町1丁目的一部分

備考 地番は、平成22年12月10日現在の地番である。

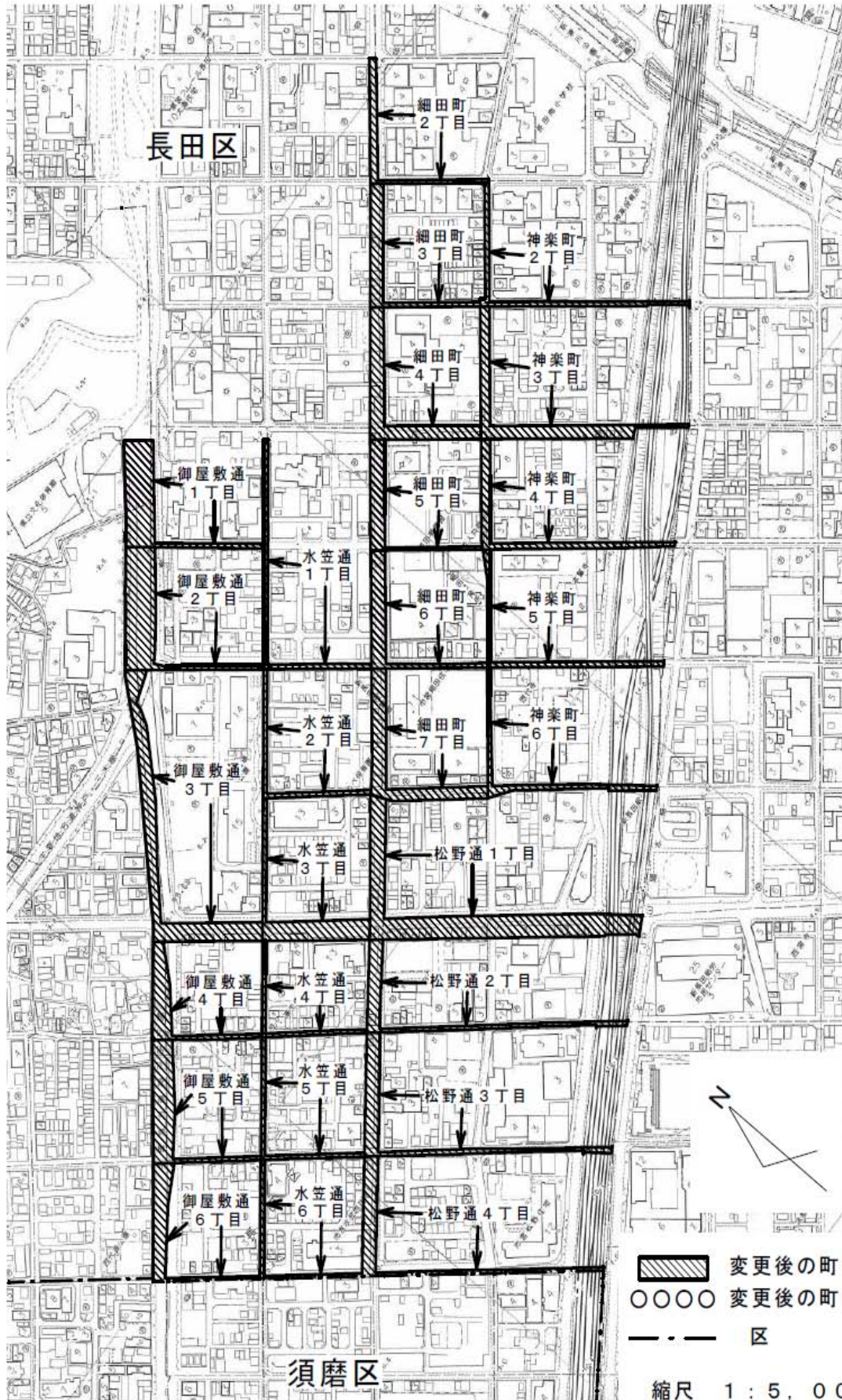


別図 1





別図 2



## 兵庫県告示第108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設として、次のとおり指定した。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 指定障害福祉サービス事業者

## (1) 居宅介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ねむの木	神戸市中央区下山手通5丁目7-7	訪問介護事業所ケア・サービスねむの木	神戸市中央区下山手通5丁目7-7	平成22年1月1日
株式会社ベスト倶楽部	同 市同 区古湊通1丁目1-5-202	介護サービスベスト倶楽部	同 市同 区古湊通1丁目1-5-202	同
合同会社Seed	同 市兵庫区下沢通5丁目3-19 ファミール兵庫102	ケアサービスだんらん	同 市兵庫区下沢通5丁目3-19 ファミール兵庫102	平成22年2月1日
株式会社あいどる	同 市同 区湊川町4丁目10-11	あいどるケア	同 市同 区荒田町4丁目7-25 パレスサントノーレ1F	同 年3月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター長田	同 市長田区长田町8-1-9	同 年1月1日
有限会社介護センター友輪	神戸市長田区大道通3丁目7-102	介護センター友輪	同 市同 区大道通3丁目7-102	同 年2月1日
株式会社満月	尼崎市南塚口町1丁目12-18	訪問介護ゆず	尼崎市南塚口町1丁目12-18	同
合資会社ライフケア泉	同 市浜2丁目9-13	ライフケア泉	同 市浜2丁目9-13	同
あくとれす株式会社	同 市次屋1丁目15-15-603	ケアステーションここり	同 市次屋1丁目15-15-603	平成22年3月1日
新日本グループ株式会社	伊丹市森本6-183-1	ラブリーケアステーション訪問介護事業所	同 市尾浜町3-24-13	同
株式会社介護サポート光耀	尼崎市富松町1丁目22-38	介護サポート光耀	同 市富松町1丁目22-38	同
株式会社YEVIS	西宮市甲風園1丁目3-12	ヘルプセンターえびす	西宮市甲風園1丁目3-12	平成22年3月15日
有限会社いきいき	洲本市塩屋1-1-17 アルチザンスクエア1F	有限会社いきいき訪問介護事業所	洲本市塩屋1-1-17 アルチザンスクエア1F	同 月1日
株式会社CocoNagomi	赤穂郡上郡町山野里2100-1	ヘルパーステーションなごみ	赤穂郡上郡町山野里2100-1	平成22年2月1日

## (2) 重度訪問介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ねむの木	神戸市中央区下山手通5丁目7-7	訪問介護事業所ケア・サービスねむの木	神戸市中央区下山手通5丁目7-7	平成22年1月1日
株式会社ベスト倶楽部	同 市同 区古湊通1丁目1-5-202	介護サービスベスト倶楽部	同 市同 区古湊通1丁目1-5-202	同
合同会社Seed	同 市兵庫区下沢通5丁目3-19 ファミール兵庫102	ケアサービスだんらん	同 市兵庫区下沢通5丁目3-19 ファミール兵庫102	平成22年2月1日
株式会社あいどる	同 市同 区湊川町4丁目10-11	あいどるケア	同 市同 区荒田町4丁目7-25 パレスサントノーレ1F	同 年3月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター長田	同 市長田区长田町8-1-9	同 年1月1日

有限会社介護センター友輪	神戸市長田区大道通3丁目7-102	介護センター友輪	同 市同 区大道通3丁目7-102	同 年2月1日
株式会社満月	尼崎市南塚口町1丁目12-18	訪問介護ゆず	尼崎市南塚口町1丁目12-18	同
合資会社ライフケア泉	同 市浜2丁目9-13	ライフケア泉	同 市浜2丁目9-13	同
株式会社介護サポート光耀	同 市富松町1丁目22-38	介護サポート光耀	同 市富松町1丁目22-38	平成22年3月1日
あくとれす株式会社	同 市次屋1丁目15-15-603	ケアステーションここり	同 市次屋1丁目15-15-603	同
新日本グループ株式会社	伊丹市森本6-183-1	ラプリーケアステーション訪問介護事業所	同 市尾浜町3-24-13	同
株式会社YEVIS	西宮市甲風園1丁目3-12	ヘルプセンターえびす	西宮市甲風園1丁目3-12	平成22年3月15日
有限会社いきいき	洲本市塩屋1-1-17アルチザンスクエア1F	有限会社いきいき訪問介護事業所	洲本市塩屋1-1-17アルチザンスクエア1F	同 月1日
株式会社CocoNagomi	赤穂郡上郡町山野里2100-1	ヘルパーステーションなごみ	赤穂郡上郡町山野里2100-1	平成22年2月1日

(3) 行動援護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ユウアイ	神戸市長田区大谷町3丁目14-51-704	ユウアイサポート	神戸市長田区大谷町3丁目14-51-704	平成22年2月1日

(4) 生活介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人すばる福祉会	西宮市上大市5丁目1-8	ワークショップふえにつくす	西宮市上大市5丁目1-8	平成22年2月1日
社会福祉法人わかたけ福祉会	篠山市沢田120-3	多機能型障害者事業所ささやま通園センター	篠山市沢田120-3	同 年1月1日

(5) 共同生活介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人陽気会	神戸市北区有野中町2丁目5-19	おかばホーム	神戸市北区有野中町2丁目7-15	平成22年3月1日
特定非営利活動法人サポートステーションFlat	西宮市松原町12-4	中須佐ホーム	西宮市中須佐町5-25	同 年1月1日

(6) 自立訓練

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人わかたけ福祉会	篠山市沢田120-3	多機能型障害者事業所ささやま通園センター	篠山市沢田120-3	平成22年1月1日

(7) 就労移行支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人よい子の広場福祉会	姫路市書写634-198	書写ひまわりホーム	姫路市書写634-50	平成22年1月1日

(8) 就労継続支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日

社会福祉法人プロップ・ステーション	神戸市東灘区向洋町中6-9 神戸ファッションマート6E-13	プロップ・ウイング	神戸市東灘区向洋町中6-9 神戸ファッションマート6E-13	平成22年2月1日
特定非営利活動法人マブイ六甲	同 市灘区灘北通4丁目6-10-2	未来をひらく・マブイ六甲	同 市灘区灘北通4丁目6-10-2	同
特定非営利活動法人WA	同 市兵庫区中道通9丁目1-5	ネットワーク神戸	同 市兵庫区中道通9丁目1-5	平成22年1月1日
特定非営利活動法人身障コウベの会	同 市須磨区平田町2丁目2-2	ワークホーム須磨	同 市須磨区平田町2丁目2-2	同 年2月1日
特定非営利活動法人こぐまくらぶ	同 市垂水区西舞子8-1-1	こぐまくらぶ	同 市垂水区西舞子8-2-8	同
特定非営利活動法人すばる舎	西宮市神呪町3-54	ワークショップさんしゃいん	尼崎市武庫元町2丁目15-15	同
社会福祉法人すばる福祉会	同 市上大市5丁目1-8	ワークショップふえにつくす	西宮市上大市5丁目1-8	同
特定非営利活動法人愛ランド	たつの市新宮町中野庄80	特定非営利活動法人愛ランド	たつの市新宮町中野庄80	平成22年3月1日
社会福祉法人玄武会	赤穂市片浜町227	就労継続支援A型施設げんぶ	赤穂市片浜町227	同 年1月1日
社会福祉法人栄宏福祉会	小野市久保木町字出晴1561-24	就労継続支援A型事業所ワークセンターすみれ	小野市黒川町1722-1	同 年2月1日

(9) 共同生活援助

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人陽気会	神戸市北区有野中町2丁目5-19	おかばホーム	神戸市北区有野中町2丁目7-15	平成22年3月1日

2 指定障害者支援施設

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービス種類	指 定 年月日
社会福祉法人揖南福祉会	たつの市揖保川町黍田430-59	サルビアの家	たつの市揖保川町黍田430-71	生活介護、施設入所支援	平成22年3月1日
社会福祉法人ゆたか会	加西市野条町86-93	障害者支援施設希望の郷	加西市野条町86-93	同 上	同 年2月1日
社会福祉法人みつみ福祉会	丹波市春日町野村65-1	春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労継続支援	同 年3月1日



兵庫県告示第109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者から、次のとおり変更の届出があった。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定障害福祉サービス事業者

(1) 居宅介護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	

株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター甲南山手	事業所名称及び事業所所在地	ニチイケアセンター御影 神戸市東灘区御影中町1丁目10-6 グローバルヴィレッジ御影1F	平成22年2月22日
東京都千代田区神田駿河台2丁目9	神戸市東灘区森南町1-13-4 甲南山手岡本ビル2F		ニチイケアセンター甲南山手 神戸市東灘区森南町1-13-4 甲南山手岡本ビル2F	
株式会社一成いきいき介護支援センター	いきいき介護支援センター	事業所所在地	神戸市中央区脇浜海岸通4-1-2-506	同 月1日
神戸市中央区脇浜海岸通4-1-2-506	神戸市中央区御幸通3丁目2-14-102		神戸市中央区御幸通3丁目2-14-102	
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター三宮	事業所所在地	神戸市中央区布引町4丁目3-15 フラワーロード三宮ビル2F	同
東京都千代田区神田駿河台2丁目9	神戸市中央区御幸通5-2-5 御幸通ビル		神戸市中央区御幸通5-2-5 御幸通ビル	
有限会社Hana-corporation	フラワー	事業所所在地	神戸市中央区二宮町4丁目21-11 二宮ことぶきビル401	平成22年2月15日
神戸市中央区磯辺通1丁目1-5	神戸市中央区加納町2丁目6-20-803		神戸市中央区加納町2丁目6-20-803	
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター塩屋	事業所所在地	神戸市垂水区塩屋町8-1-24	同 月8日
東京都千代田区神田駿河台2丁目9	神戸市垂水区塩屋町4-16-10 オーブラン塩屋1F		神戸市垂水区塩屋町4-16-10 オーブラン塩屋1F	
有限会社じん	介護センターびーす	事業所所在地	尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ201	平成22年1月4日
尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ1F	尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ1F		尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ1F	
株式会社ホープステーション	ホープステーション	事業所所在地	尼崎市金楽寺町2丁目37-31	同 年2月21日
尼崎市七松町3丁目17-20 エクセルコートIIオフィス203	尼崎市七松町3丁目17-20 エクセルコートIIオフィス203		尼崎市七松町3丁目17-20 エクセルコートIIオフィス203	
有限会社ケアセンターどんぐり	有限会社ケアセンターどんぐり	事業所所在地	尼崎市南武庫之荘3丁目28-17 第一マンション202	同 年3月25日
尼崎市大庄西町3丁目8-4	尼崎市大庄西町3丁目5-5		尼崎市大庄西町3丁目5-5	
社会福祉法人甲山福祉センター	西宮すなご医療福祉センターヘルパーステーションつくし	事業所名称	砂子療育園ヘルパーステーションつくし	同 年1月1日
西宮市甲山町53	西宮市小松町2-7-18		西宮すなご医療福祉センターヘルパーステーションつくし	
有限会社あゆみ	介護支援センターあゆみ	事業所所在地	芦屋市松ノ内町8-1	同 年3月1日
芦屋市松ノ内町8-1	芦屋市東芦屋町8-5		芦屋市東芦屋町8-5	
株式会社あっぷる	あっぷる訪問介護事業所加古川	事業所所在地	加古川市尾上町養田160-1	同
姫路市古二階町63	加古川市尾上町旭3丁目50		加古川市尾上町旭3丁目50	

特定非営利活動法人らいふ・すけっと	らいふ・すけっと居宅支援事業所	事業所所在地	加古川市尾上町口里33-5	平成22年3月16日
加古川市尾上町池田387-3	加古川市尾上町池田387-3		加古川市尾上町池田387-3	
加東市	加東市訪問介護事業所	事業所所在地	加東市社25	同 月18日
加東市社50	加東市社50		加東市社50	

(2) 重度訪問介護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター甲南山手 神戸市東灘区森南町1-13-4 甲南山手岡本ビル2F	事業所名称及び事業所所在地	ニチイケアセンター御影 神戸市東灘区御影中町1丁目10-6 グローバルヴィレッジ御影1F	平成22年2月22日
株式会社一成一いきいき介護支援センター 神戸市中央区脇浜海岸通4丁目1-2-506	いきいき介護支援センター 神戸市中央区御幸通3丁目2-14-102号	事業所所在地	神戸市中央区脇浜海岸通4丁目1-2-506 神戸市中央区御幸通3丁目2-14-102号	同 月1日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター三宮 神戸市中央区御幸通5-2-5 御幸通ビル	事業所所在地	神戸市中央区布引町4丁目3-15 フラワーロード三宮ビル2F 神戸市中央区御幸通5-2-5 御幸通ビル	同
有限会社Hana Corporation 神戸市中央区磯辺通1丁目1-5	フラワー 神戸市中央区加納町2丁目6-20-803	事業所所在地	神戸市中央区二宮町4丁目21-11 二宮ことぶきビル401 神戸市中央区加納町2丁目6-20-803	平成22年2月15日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター塩屋 神戸市垂水区塩屋町4-16-10 オーブラン塩屋1F	事業所所在地	神戸市垂水区塩屋町8-1-24 神戸市垂水区塩屋町4-16-10 オーブラン塩屋1F	同 月8日
有限会社じん 尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ1F	介護センターびーす 尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ1F	事業所所在地	尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ201 尼崎市塚口町5丁目19-1 シャトルパンドラ1F	平成22年1月4日
株式会社ホープステーション 尼崎市七松町3丁目17-20 エクセルコートIIオフィス203	ホープステーション 尼崎市七松町3丁目17-20 エクセルコートIIオフィス203	事業所所在地	尼崎市金楽寺町2丁目37-31 尼崎市七松町3丁目17-20 エクセルコートIIオフィス203	同 年2月21日
有限会社ケアセンターどんぐり 尼崎市大庄西町3丁目8-4	有限会社ケアセンターどんぐり 尼崎市大庄西町3丁目5-5	事業所所在地	尼崎市南武庫之荘3丁目28-17 第一マンション202 尼崎市大庄西町3丁目5-5	同 年3月25日

社会福祉法人甲山福祉センター 西宮市甲山町53	西宮すなご医療福祉センターヘルパーステーションつくし 西宮市小松町2-7-18	事業所名称	砂子療育園ヘルパーステーションつくし 西宮すなご医療福祉センターヘルパーステーションつくし	同 年1月1日
有限会社あゆみ 芦屋市松ノ内町8-1	介護支援センターあゆみ 芦屋市東芦屋町8-5	事業所所在地	芦屋市松ノ内町8-1 芦屋市東芦屋町8-5	同 年3月1日
株式会社あつぶる 姫路市古二階町63	あつぶる訪問介護事業所加古川 加古川市尾上町旭3丁目50	事業所所在地	加古川市尾上町養田160-1 加古川市尾上町旭3丁目50	同
特定非営利活動法人らいふ・すけっと 加古川市尾上町池田387-3	らいふ・すけっと居宅支援事業所 加古川市尾上町池田387-3	事業所所在地	加古川市尾上町口里33-5 加古川市尾上町池田387-3	平成22年3月16日
加東市 加東市社50	加東市訪問介護事業所 加東市社50	事業所所在地	加東市社25 加東市社50	同 月18日

(3) 行動援護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人甲山福祉センター 西宮市甲山町53	西宮すなご医療福祉センターヘルパーステーションつくし 西宮市小松町2-7-18	事業所名称	砂子療育園ヘルパーステーションつくし 西宮すなご医療福祉センターヘルパーステーションつくし	平成22年1月1日

(4) 生活介護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
姫路市 姫路市安田4-1	姫路市立書写障害者デイサービスセンター 姫路市書写台2-7-1	事業所名称及び事業所所在地	姫路市立白鳥自立センター 姫路市書写台3-148-9 姫路市立書写障害者デイサービスセンター 姫路市書写台2-7-1	平成22年3月29日

(5) 短期入所

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
特定非営利活動法人地域共生スペースぷりば 尼崎市南武庫之荘10丁目11-15	地域共生スペースぷりば 尼崎市南武庫之荘11丁目1-8	事業所所在地	尼崎市南武庫之荘12丁目20-70 尼崎市南武庫之荘11丁目1-8	平成22年2月1日
社会福祉法人甲山福祉センター 西宮市甲山町53	西宮すなご医療福祉センター 西宮市武庫川町2-9	事業所名称	砂子療育園 西宮すなご医療福祉センター	同 年1月1日



(6) 重度障害者等包括支援

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人甲山福祉センター 西宮市甲山町53	西宮すなご医療福祉センター 一重度障害者等包括支援事業所 西宮市武庫川町2-9	事業所名称	砂子療育園	平成22年1月1日
			西宮すなご医療福祉センター 一重度障害者等包括支援事業所	

2 指定相談支援事業者

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人甲山福祉センター 西宮市甲山町53	西宮すなご医療福祉センター 一指定相談支援事業所 西宮市武庫川町2-9	事業所名称	砂子療育園指定相談支援事業所	平成22年1月1日
			西宮すなご医療福祉センター 一指定相談支援事業所	



兵庫県告示第110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 居宅介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社元町ニットルーム	西宮市中前田町3-20	ケア元町ありがとう	神戸市中央区元町通4丁目6-7	平成22年2月12日
特定非営利活動法人再起会	神戸市中央区筒井町3-2-15	再起会	同 市同 区筒井町3-2-15	同 月28日
特定非営利活動法人神戸障害者自立支援福祉協会	同 市長田区若松町4丁目4-10 アスタクエスタ北棟4F	障害者（児）ホームヘルプサービスステップ	同 市長田区若松町4丁目4-1 アスタクエスタ南棟303	平成22年3月10日
有限会社アイキ	同 市同 区若松町3丁目1-1 フレールアスタ若松103	総合福祉棟の木	同 市同 区若松町3丁目1-1 フレールアスタ若松103	同 月11日
株式会社遊馬	同 市西区玉津町出合194-2 グリーンライフサトウ101	あすま	同 市西区玉津町出合194-2 グリーンライフサトウ101	平成22年1月31日
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	姫路市安田3-1 姫路市自治福祉会館内	姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室やすとみ	姫路市安富町安志1151 安富地域総合センター「ネスバルやすとみ」内	同 年2月28日
同 上	同 上	姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室香りの里	同 市香寺町矢田部725	同
社会福祉法人一羊会	西宮市津門大塚町1-47	社会福祉法人一羊会地域生活支援センター「ジョイント」	西宮市津門大塚町1-38	平成22年3月31日
社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	宍粟市一宮町閭賀300	宍粟市社協やまさき	宍粟市山崎町鹿沢65-3 宍粟防災センター内	同

同上	同上	宍粟市社協ちくさ	同 市千種町室1060-1 保健福祉センター・エー ガイヤちくさ内	同
株式会社WELLST EP	岡山県倉敷市稲荷町5- 38 倉敷労働会館内	ヘルパーステーションな ごみ	赤穂郡上郡町大持236- 1 ローゼンハイム12号	平成22年1月31日
社会福祉法人くすのき 会	神戸市北区山田町藍那字 瀬戸2-4	社会福祉法人くすのき会 播磨園	佐用郡佐用町多賀2268	同 年3月31日

## 2 重度訪問介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社元町ニットル ーム	西宮市中前田町3-20	ケア元町ありがとう	神戸市中央区元町通4丁 目6-7	平成22年2月12日
特定非営利活動法人再 起会	神戸市中央区筒井町3- 2-15	再起会	同 市同 区筒井町3- 2-15	同 月28日
特定非営利活動法人神 戸障害者自立支援福祉 協会	同 市長田区若松町4丁 目4-10 アスタクエス タ北棟4F	障害者（児）ホームヘル プサービスステップ	同 市長田区若松町4丁 目4-1 アスタクエス タ南棟303	平成22年3月10日
有限会社アイキ	同 市同 区若松町3丁 目1-1 フレールアス タ若松103	総合福祉棟の木	同 市同 区若松町3丁 目1-1 フレールアス タ若松103	同 月11日
株式会社遊馬	同 市西区玉津町出合 194-2 グリーンライ フサトウ101	あすま	同 市西区玉津町出合 194-2 グリーンライ フサトウ101	平成22年1月31日
社会福祉法人姫路市社 会福祉協議会	姫路市安田3-1 姫路 市自治福祉会館内	姫路市社会福祉協議会へ ルパー事業室やすとみ	姫路市安富町安志1151 安富地域総合センター 「ネスバルやすとみ」内	同 年2月28日
同上	同上	姫路市社会福祉協議会へ ルパー事業室香りの里	同 市香寺町矢田部725	同
社会福祉法人宍粟市社 会福祉協議会	宍粟市一宮町間賀300	宍粟市社協やまさき	宍粟市山崎町鹿沢65-3 宍粟防災センター内	平成22年3月31日
同上	同上	宍粟市社協ちくさ	同 市千種町室1060-1 保健福祉センター・エー ガイヤちくさ内	同
株式会社WELLST EP	岡山県倉敷市稲荷町5- 38 倉敷労働会館内	ヘルパーステーションな ごみ	赤穂郡上郡町大持236- 1 ローゼンハイム12号	平成22年1月31日
社会福祉法人くすのき 会	神戸市北区山田町藍那字 瀬戸2-4	社会福祉法人くすのき会 播磨園	佐用郡佐用町多賀2268	同 年3月31日

## 3 行動援護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人一羊会	西宮市津門大塚町1-47	社会福祉法人一羊会地域 生活支援センター「ジョ イント」	西宮市津門大塚町1-38	平成22年3月31日

## 4 共同生活介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人樅の木福 祉会	神戸市西区神出町南字美 濃谷619-19	ポレポレ	神戸市西区宮下1丁目15 -17 メゾン宮下101・ 202	平成22年3月31日
社会福祉法人みつみ福 祉会	丹波市春日町野村65-1	グループホーム・ケアホ ーム「みらい」	丹波市氷上町石生36-1	同 年2月28日

5 自立訓練

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人一羊会	西宮市津門大塚町1-47	武庫川すずかけ作業所	西宮市武庫川町4-1	平成22年3月31日

6 就労移行支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人陽気会	神戸市北区有野中町2丁目5-19	陽気寮	神戸市北区有野中町2丁目5-4	平成22年3月31日
特定非営利活動法人豊岡市手をつなぐ育成会	豊岡市九日市中町75	マザーリーフ	豊岡市九日市中町132-5	同
社会福祉法人まほろば	三木市別所町小林字士負谷118-111	ウェルフェアまほろば	三木市別所町小林字士負谷118-111	同

7 就労継続支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人ヨハネ会	神戸市須磨区奥山畑町2	ヨゼフ寮	神戸市北区淡河町神田382-27	平成22年3月31日
特定非営利活動法人こぐまくらぶ	同 市垂水区西舞子8-1-1	こぐまくらぶ	明石市大蔵谷清水705-1F	同 年1月31日
特定非営利活動法人日本園芸療法士協会	札幌市南区白川1814	特定非営利活動法人日本園芸療法士協会関西支部就労継続支援A型事業所ワークセンターすみれ	小野市黒川町1722-1	同

8 共同生活援助

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人樫の木福祉会	神戸市西区神出町南字美濃谷619-19	ポレポレ	神戸市西区宮下1丁目15-17 メゾン宮下101・202	平成22年3月31日
社会福祉法人一羊会	西宮市西宮浜3丁目14	地域生活支援センター「ジョイント」ホーム事業部Ⅱ	西宮市今津水波町11-38-502	同
社会福祉法人みつみ福祉会	丹波市春日町野村65-1	グループホーム・ケアホーム「みらい」	丹波市氷上町石生36-1	平成22年2月28日



兵庫県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	地区名 (工区名)	縦覧の期間	縦覧の場所
新温泉町	温泉西部地区 (田中工区)	平成23年2月8日から 同 月28日まで	美 方 郡 新温泉町役場



**兵庫県告示第112号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社明石工場  
 明石市川崎町1番1号  
 明石工場事務所長 岡 本 望

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社明石工場  
 明石市川崎町1番1号

- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1、No. 2)		
能 力	200m <sup>3</sup> /分/基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 20時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7	7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,800	1,800
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,800	1,800
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3,000	3,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0/基	2.5/基	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年2月8日から同年3月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



**兵庫県告示第113号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成23年1月17日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西昆陽3丁目地区



**兵庫県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年2月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年2月8日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 道 谷 三 方 線	宍粟市波賀町道谷字藤ヶ澤354番から 同 市波賀町道谷字ノヲリヲ389番まで	旧	3.0から 8.0まで	3,445.0	
		新	3.0から 8.0まで	3,445.0	



**兵庫県告示第115号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
黒 井 (2)	丹 波 市		春日町黒井		1258番の一部、1258番2の一部、1261番の一部、1264番、1268番、1269番、1763番の一部、1818番2の一部、1884番の一部、1885番の一部、1950番の一部、1953番の一部、1957番の一部、1962番、1964番1、1965番
			春日町黒井	猫 山	3787番の一部、3789番の一部、3803番、3804番の一部、3814番1の一部、3814番2、3815番、3816番の一部、3817番の一部、3830番の一部、3842番の一部、3844番、3845番1、3846番から3849番
				小 山	4765番から4767番、4769番



**兵庫県告示第116号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
鮎原南谷 I	洲本市	五色町	鮎原南谷	天神	526番、561番の一部、562番1の一部、563番、564番1の一部、564番1地先の無番地の一部、561番から562番1地先に至る道路敷の一部、561番から564番1に至る地先の水路敷の一部
				奥ノ谷	557番の一部、623番1の一部、623番2の一部
				葉研 葉研谷	558番の一部、559番の一部、559番1の一部 579番2の一部、624番の一部、579番2地先の道路敷の一部



**兵庫県告示第117号**

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表北但馬地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）の款を次のように改める。

北但馬地域緑豊かな環境形成地域（条例第4条第1項第3号）	<p>緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第1項第1号から第3号まで及び第2項に掲げる区域のうち、次の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 同条例第9条第1項第3号に掲げる区域（ただし、(2)から(14)に掲げる区域を除く。）</li> <li>(2) 国道9号線の路端から100m以内の区域</li> <li>(3) 国道178号線の路端から100m以内の区域（ただし、豊岡市の区域を除く。）</li> <li>(4) 国道482号線の路端から100m以内の区域（ただし、豊岡市の区域を除く。）</li> <li>(5) 県道香美久美浜線のうち、町道佐津下岡線との交点から県道香住港線との交点までの路端から100m以内の区域</li> <li>(6) 県道香住村岡線の路端から100m以内の区域</li> <li>(7) 県道浜坂井土線の路端から100m以内の区域</li> <li>(8) 県道香住港線のうち、県道香美久美浜線との交点から町道香住市街地線との交点までの路端から100m以内の区域</li> <li>(9) 県道三川下岡線のうち、国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点までの路端から100m以内の区域</li> <li>(10) 県道居組港居組停車場線のうち、国道178号との交点から町道七坂八峠線との交点までの路端から100m以内の区域</li> <li>(11) 町道香住市街地線の路端から100m以内の区域</li> <li>(12) 町道佐津下岡線の路端から100m以内の区域</li> <li>(13) 町道七坂八峠線の路端から100m以内の区域</li> </ol>	豊岡市 香美町 新温泉町
------------------------------	--	--------------------

(14) 西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の路端から100m以内の区域（ただし、豊岡市及び香美町の区域を除く。）	
緑豊かな地域環境の形成に関する条例第9条第2項に掲げる区域のうち、次の区域 (1) 県道茅野福岡線のうち、町道勝羅中大谷線との交点から町道大笹ハチ北線までの路端から100m以内の区域 (2) 町道大笹ハチ北線のうち、町道兎和野ハチ北線の交点から県道茅野福岡線までの路端から100m以内の区域	香美町

2(1)の表6の(2)の款の次に次のように加える。

6 の (3)	鳥取豊岡宮津自動車道（香住道路・余部道路・東浜居組道路）	第1種禁止地域等	佐津インターチェンジ	余部インターチェンジ	路端から1,000メートル以内の区域（県道香住村岡線、県道三川下岡線のうち国道178号との交点から町道佐津下岡線の交点まで及び町道佐津下岡線の各路端から100メートル以内の区域並びに景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景形成地域の香美町香住区「集落景観領域（集落市街地）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域を除く。）	佐津インターチェンジ	余部インターチェンジ	路端から1,000メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	香美町
---------------	------------------------------	----------	------------	------------	--	------------	------------	----------------------------------	-----



			居組インターチェンジ	鳥取県境	路 端 から 1,000 m 以内の区域				新温泉町
--	--	--	------------	------	-------------------------	--	--	--	------

2(2)の表4の款を次のように改める。

4	県道香美久美浜線	第1種禁止地域等	香美町香住区訓谷輪嶺226番地先	豊岡市竹野町竹野字南菴舵1183番の1地先	路 端 から 1,000 m 以内の区域				豊岡市香美町
			豊岡市竹野町竹野字今後谷口3068番の4地先	豊岡市瀬戸字新田201番地先					
		第3種禁止地域等	香美町香住区無南垣地内町道佐津下岡線との交点	香美町香住区沖浦字浜田地内町道沖浦1号線との交点	路 端 から 100 m 以内の区域	香美町香住区無南垣地内町道佐津下岡線との交点	香美町香住区沖浦字浜田地内町道沖浦1号線との交点	路 端 から 1,000 m 以内の区域 (禁止地域等の区域を除く。)	香美町

2(2)の表14の款を次のように改める。

14	一般国道178号	第3種禁止地域等	京都府境	豊岡市下宮地内一般国道312号との交点	路 端 から 100 m 以内の区域	京都府境	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点	路 端 から 1,000 m 以内の区域 (禁止地域等の区域を除く。)	豊岡市香美町新温泉町
			豊岡市福田地内福田橋南詰	香美町香住区下岡地内県道三川下岡線との交点					
			香美町香住区下浜地内町道西浜線との交点	新温泉町福富地内福富橋西詰					
			新温泉町芦屋地内町道浜坂地堂線との交点	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点					

2 (2) の表26の款を次のように改める。

26	県道香住村岡線	第3種禁止地域等	香美町香住区香住地内県道香美久美浜線との交点	香美町村岡区和田地内一般国道9号との交点	路端から100m以内の区域	香美町香住区香住地内県道香美久美浜線との交点	香美町村岡区和田地内一般国道9号との交点	路端から1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	香美町
----	---------	----------	------------------------	----------------------	---------------	------------------------	----------------------	-------------------------------	-----

2 (2) の表74の款を同表79の款とし、同表66の款から73の款までを同表71の款から78の款までとし、同表79の款を同表68の款とし、同表68の款の次に次のように加える。

69	町道佐津下岡線	第3種禁止地域等	香美町香住区下岡地内県道三川下岡線との交点	香美町香住区無南垣地内県道香美久美浜線との交点	路端から100m以内の区域	香美町香住区下岡地内県道三川下岡線との交点	香美町香住区無南垣地内県道香美久美浜線との交点	路端から1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	香美町
70	町道七坂八峠線	第3種禁止地域等	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点	鳥取県境	路端から100m以内の区域	新温泉町居組地内県道居組港居組停車場線との交点	鳥取県境	路端から1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	新温泉町

2 (2) の表65の款を同表67の款とし、同表64の款を同表66の款とし、同表63の款を同表65の款とし、同表62の款の次に次のように加える。

63	県道三川下岡線	第3種禁止地域等	香美町香住区下岡地内一般国道178号との交点	香美町香住区下岡地内町道佐津下岡線との交点	路端から100m以内の区域	香美町香住区下岡地内一般国道178号との交点	香美町香住区下岡地内町道佐津下岡線との交点	路端から1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	香美町
64	県道居組港居組停車場線	第3種禁止地域等	新温泉町居組地内一般国道178号との交点	新温泉町居組地内町道七坂八峠線との交点	路端から100m以内の区域	新温泉町居組地内一般国道178号との交点	新温泉町居組地内町道七坂八峠線との交点	路端から1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く。)	新温泉町



兵庫県告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

第H22丹波位置 0002号	23. 1. 25	丹波市柏原町母坪字溝越485番	5. 98	23. 87
-------------------	-----------	-----------------	-------	--------

## 公 告

## 平成23年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成23年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成23年2月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 趣旨

平成23年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

## 2 企画提案コンペの概要

## (1) 名称

平成23年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

## (2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

## (3) 提案対象

タブロイド判6ページの作品（1・4・5・8面カラー、2・3面モノクロ）

## (4) 主催者及び事務局

## ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

## イ 事務局

兵庫県企画県民部知事室広報課地域広報係（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

## 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 2,444千部の編集、印刷、配布、広告掲載及び増刷号170千部の編集、印刷、広告掲載ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じても、契約金額の増額を伴うことなく、直ちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、広報課が了解するまで何度でも（募集要項の別紙制作工程例にかかわらず）できること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるよう電子データで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに紙面を指定する電子ファイル形式にして提供できること。
- (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、広報課の指示に柔軟に対応できること。

## 4 応募手続

## (1) 募集要項の配布及び応募受付

## ア 配布及び受付期間

平成23年2月8日（火）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時（2月25日（金）は午後2時）まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 配布方法

募集要項は事務局において配布する。

ウ 受付方法

事務局に持参すること。

(2) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

ア 質疑の方法

事務局に郵送し、又は持参すること（募集要項の様式1）。

イ 質疑受付期間

平成23年2月8日（火）から同月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 回答

平成23年2月18日（金）までに質疑者へ郵送により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（募集要項の様式2）

イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社全てのもの。）

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品兼刷見本（11部）

オ 企画説明書（11部。A4縦）

カ 制作費見積書及び広告料納入見積書

キ 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成23年6月号）

その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 応募時に書面の形式審査を行い、不備のあるものは受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、応募図書を持参し形式についての事前審査を受けることができる。

イ 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成23年度「県民だよりひょうご」通常号の編集、印刷、配布、広告掲載業務及び増刷号の編集、印刷、広告掲載業務を委託する。

10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

## (1) 調達する物品等の名称及び数量

ア 兵庫県公館における電力の調達業務 予定数量 513,146キロワット時/年

イ 兵庫県下山手分室における電力の調達業務 予定数量 124,970キロワット時/年

## (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

## (3) 履行期間

平成23年8月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで

## (4) 履行場所 上記(1)の調達する物品等の名称ごとに次のとおりとする。

ア 兵庫県公館

イ 兵庫県下山手分室

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、入札参加申込期間の最終日(平成23年2月22日(火))までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針(平成22年8月4日施行)」を満たす者であること。

ア 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した合計点数が70点以上であること。

イ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の規定による勧告を受けていないこと。

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成23年2月8日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 大三(おおみ)

電話 (078) 362-3110

## 4 入札参加申込書、入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書の提出期間

平成23年2月8日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先

3(2)に同じ。

## (3) 入札・開札の日時及び場所

上記1(1)の調達する物品の名称ごとに次のとおりとする。

- ア 平成23年3月22日（火）午前10時  
兵庫県庁第1号館 9階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- イ 平成23年3月22日（火）午前11時  
兵庫県庁第1号館 9階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については平成23年3月18日（金）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年3月17日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成23年2月22日（火）午後4時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年2月8日

東播磨県民局長 宮野敏明

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ステーションプラザ西明石  
所在地 明石市小久保二丁目7番地の20

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 神戸SC開発株式会社  
代表者の氏名 中村順一  
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前  
松村祐一  
イ 変更後  
中村順一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	名称	代表者の氏名	住所
	株式会社文明堂神戸店	片山信勝	神戸市兵庫区福原町3-2
	有限会社大栄堂本舗	中井雅大	明石市西明石南町1-11-10
	有限会社はなびし	河合信明	明石市大明石町1-1-1
	外9者		
イ 変更後	名称	代表者の氏名	住所
	株式会社文明堂神戸店	片山信勝	神戸市兵庫区福原町3-2
	有限会社大栄堂本舗	中井雅大	明石市西明石南町1-11-10
	株式会社リプロ	大野隆樹	東京都豊島区西池袋3-1-13
	外10者		

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名  
平成21年6月19日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成22年3月31日ほか

5 届出年月日

平成23年1月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所



兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年2月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年6月9日

(2) 提出先

東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年2月8日

東播磨県民局長 宮野敏明

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ステーションプラザ西明石

所在地 明石市小久保町二丁目7番地の20

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 神戸SC開発株式会社

法人の代表者の氏名 中村順一

住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号

3 変更事項

駐車場の収容台数

ア 変更前

64台

イ 変更後

4台

4 変更年月日

平成23年9月7日

5 届出年月日

平成23年1月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年2月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年6月9日

(2) 提出先

東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとお



電話 (078) 367-8604 FAX (078) 362-0650

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年2月8日(火)から同月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成23年2月25日(金) 午前11時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成23年2月24日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成23年2月8日(火)から同月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

機器内訳書及びカタログ等仕様の分かるもの。

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成23年2月22日(火)に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オにより認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年2月24日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の保険金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか総価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 企 業 庁 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
水道用及び工業用水道用薬品の購入
- (2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,592,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	4,852,000キログラム
ウ ドライ粉末活性炭(5%WE T)	479,000キログラム
エ 粉末活性炭(50%WE T)	112,000キログラム
オ 液体苛性ソーダ	306,000キログラム
- (3) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。  
数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。
- (4) 納入期間  
平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)まで  
各納入場所からの指示により随時納入すること。
- (5) 納入場所  
多田浄水場(川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所)  
神出浄水場(神戸市西区神出町田井字長原3-1 東播磨利水事務所)  
中西条浄水場(加古川市八幡町中西条739 東播磨利水事務所)  
三田浄水場(三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所)  
船津浄水場(姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所)  
市川工業用水道管理所(姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所)
- (6) その他  
上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

## 3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間  
平成23年2月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 谷田  
電話（078）341-7711 内線 5444

## 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間  
平成23年2月9日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所  
上記3(2)に同じ。

## 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

ア 次亜塩素酸ナトリウム	平成23年3月25日（金）午後1時30分
イ ポリ塩化アルミニウム	平成23年3月25日（金）午後2時
ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T）	平成23年3月25日（金）午後2時30分
エ 粉末活性炭（50%WE T）	平成23年3月25日（金）午後3時
オ 液体苛性ソーダ	平成23年3月25日（金）午後3時30分

- (2) 入札及び開札の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館1階 大入札室

- (3) 入札の方法  
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成23年3月23日（水）午後5時までに、上記3(2)の場所に必着のこと。

### (4) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年3月23日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (5) 契約保証金

契約金額（落札価格に1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成23年2月22日（火）午後5時までに提出すること。

## (7) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

上記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

## (8) 製造業者が入札参加希望の場合

上記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

## (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (10) 契約書の作成の要否  
要作成

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 問い合わせ先  
上記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Taisuke Okada, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:  
a. 1,592,000kg of sodium hypochlorite  
b. 4,852,000kg of polyaluminum chloride  
c. 479,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)  
d. 112,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)  
e. 306,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment
- (3) Delivery period: From April 1, 2011 to March 31, 2012
- (4) Delivery places:  
Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)  
Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
Nakasaijo Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)  
Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)  
Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)  
Ichikawa Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 February 22, 2011
- (6) Deadline for tender: The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)  
a. 13:30 March 25, 2011  
b. 14:00 March 25, 2011  
c. 14:30 March 25, 2011  
d. 15:00 March 25, 2011  
e. 15:30 March 25, 2011  
Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 23, 2011
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Tanida, Water Supply Division, Public Enterprises Management Bureau, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成23年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を、平成23年1月21日に次のとおり指示した。

平成23年2月8日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏



1 増殖の基準数量

平成23年度増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流											産卵場造成				
		あゆ (kg)	こい (尾)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	やまめ (尾)	さくらます (尾)	いわな (尾)	わかさぎ (万粒)	もろこ (尾)	もくずがに (尾)	おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	ひがい (箇所)	
1	猪名川	400		5,000	10	7,000	1,000								1		
2	武庫川	100		1,000	10	1,000									1		
3	羽東川	100			10	1,000	1,000		1,000						1		
4	加古川	5,000		10,000	200	10,000	8,000				300	1,000	7,500		5	3	
5	市川	1,500		10,000	20	3,000	50,000								1		
6	夢前川	250															
7	揖保川	14,000		3,000	50	5,000	100,000				300		1,500		2	1	
8	千種川	5,500		3,000	50	3,000	40,000				100		1,000		3	2	
9	竹田川	30		1,000													
10	円山川	5,500		10,000	30	10,000	やまめに含む 60,000	やまめに含む					1,000		3	3	1
11	竹野川	300		1,000	10	1,000	やまめに含む 1,500						1,000		1	1	
12	矢田川	1,100		1,000	30	1,000		13,000	やまめに含む 1,000				1,000				
13	岸田川	700		1,000	10			23,000	やまめに含む 1,000				1,000		1	1	
	計	34,480		46,000	430	42,000	200,000	97,500		3,000	700	1,000	14,000		19	11	1

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

1 入札に付する事項

(1) 物品名

ア 更新時講習等に使用する教本

イ 更新時講習等に使用する地方版資料

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成23年4月1日(金)から平成24年3月30日(金)まで

(4) 納入場所

兵庫県警察本部の指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該物品の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬  
電話 (078) 341-7441 内線 2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年2月8日(火)から同月23日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成23年3月24日(木)午前11時00分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年3月23日(水)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年3月23日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年2月23日(水)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成23年4月1日(金))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、上記1(1)の物品について総価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否  
要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、各年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saka Akira, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be trust:

① The textbook to use at a course of extended Drivers' Licence

② The material to use at a course of extended Drivers' Licence

(3) Trust period:

From April 1, 2011 through March 30, 2012

(4) Trust places:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. assigns

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 23, 2011

(6) Deadline for tender:

17:00 March 23, 2011 by mail;

11:00 March 24, 2011 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Nagase, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext 2253



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂

明

1 調達内容

(1) 調達内容

兵庫県警察本部交通管制センター地域制御設備保守委託事業

(2) 調達（入札）件名

兵庫県警察本部交通管制センター地域制御設備保守委託

(3) 業務履行期間

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）まで

## (4) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

## (5) 入札方法

上記(1)の委託業務について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田

電話 (078) 341-7441 内線 2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年2月8日(火)から同年2月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年3月22日(火)午前10時30分

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年3月18日(金)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年3月18日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年2月22日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示をした場合のほか、総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約当事者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Traffic Control Center maintenance

(3) Delivery period:

From April 1, 2011 through March 31, 2012

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 22, 2011

(6) Deadline for tender:

17:00 March 18, 2011 by mail;

10:30 March 22, 2011 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Sumida, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext 2252

^^

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

**1 調達内容****(1) 調達内容**

寝具賃貸借

**(2) 調達（入札）件名**

寝具賃貸借

**(3) 業務履行期間**

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）まで

**(4) 履行場所及び仕様**

入札説明書による。

**(5) 入札方法**

上記(1)の賃貸借について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 申込書・入札書の提出等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田

電話 (078) 341-7441 内線 2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年2月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年3月22日（火）午前11時30分

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年3月18日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

**4 その他**

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年3月18日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を

被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年2月22日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示をした場合のほか、総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Clothes lease

(3) Delivery period:

From April 1, 2011 through March 31, 2012

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 22, 2011

- (6) Deadline for tender:  
17:00 March 18, 2011 by mail;  
11:30 March 22, 2011 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Sumida, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext 2252



**入札公告**

次の調達を一般競争入札に付す。

平成23年 2 月 8 日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 坂 明

**1 調達内容**

- (1) 調達内容
  - ア パーキング・メーター管理運用事務
  - イ パーキング・チケット発給設備管理運用事務
- (2) 調達（入札）件名
  - ア パーキング・メーター管理運用事務委託
  - イ パーキング・チケット発給設備管理運用事務委託

- (3) 契約期間  
平成23年 4 月 1 日（金）から平成26年 3 月31日（月）まで

- (4) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。

- (5) 入札方法  
上記(1)の事務委託について1基当たりの月額単価により入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 申込書・入札書の提出等**

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 隅田  
電話 (078) 341-7441 内線 2252
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年 2 月 8 日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成23年 3 月22日（火）午前11時00分



神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年3月18日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の3箇年分に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年3月18日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の3箇年分に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を平成23年4月1日（金）までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を履行保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年2月22日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示をした場合のほか、総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務が履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**落札者等の公示**

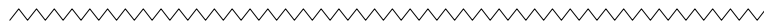
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
オフィス・オートメーションシステム端末装置一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年1月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
828,600円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成22年11月30日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
警棒 765本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社三栄神戸営業所 宝塚市中州2-10-34
- 5 落札金額  
4,329,517円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成22年11月26日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年2月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
男性警察官用冬合ワイシャツ 1,054着
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社そごう・西武 そごう神戸店 神戸市中央区小野柄通8-1-8
- 5 落札金額  
6,584,865円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成22年11月26日